

平成22年6月25日

八尾市こども家庭課

母子家庭等日常生活支援事業の対象者について

本市では、八尾市母子家庭等日常生活支援事業実施要綱第3条に基づき、母子家庭等が、次のいずれかに該当する場合、必要に応じて家庭生活支援員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。

1. 下記の事由により、一時的に生活援助、子育てサービスが必要な家庭

- ・技能習得のための通学・就職活動をしている場合
- ・疾病や出産、家族の病気で看護が必要になった場合
- ・事故や災害等にあった時
- ・冠婚葬祭に出席する場合
- ・仕事の都合で転勤や出張する場合
- ・学校等の公的行事に参加する場合

2. 生活環境が激変(※)し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭

(※)ひとり親家庭になっておおむね6ヶ月以内の家庭などで、日常生活を営むのに支障が生じているとき

登録申請者より、本事業の利用希望があった場合は、本市並びに(社)八尾市シルバー人材センターより「本事業の利用が必要な事由」、「一時的にサービスが必要な家庭の状況」や「日常生活を営むのに特に大きな支障の状況」を確認いたします。